

別表第1 (第3条第2項関係)

行為の区分		規 模	
1 建築物 (法第16条第1項第1号)	(1) 新築又は移転	高さ10メートル又は建築面積700平方メートルを超えるもの	
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル	
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「修繕等」という。)	当該建築物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1(修繕等に係る建築物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2)	
2 工作物 (法第16条第1項第2号)	(1) 新設又は移転	ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ5メートルを超えるもの
		イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	高さ10メートル又は築造面積1,000平方メートルを超えるもの
		ウ 風力発電設備	
		エ 煙突その他これらに類する工作物	
		オ 物見塔その他これらに類する工作物	
		カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
		キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
		ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設	
		ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
		コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯	

		蔵又は処理の用に供する立体的な施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物	
		シ 太陽電池発電設備	高さ 5 メートル又は築造面積 2,000 平方メートルを超えるもの
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が 10 平方メートル	
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該工作物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の 2 分の 1（修繕等に係る工作物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、2 分の 2）	
3	法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為	当該行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの	
4	法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する行為	当該行為（屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積《工事中現場資材等の一時的なものを除く。》）に係る土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの	

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条の規定に準ずるものとする。

別表第 2（第 8 条関係）

行為	図書の種類
建築物の新築等又は工作物の新設等	位置図・配置図・平面図・立面図・その他市長が必要と認める図書
法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為及び法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する行為	位置図・平面図・現況写真・その他市長が必要と認める図書

別記第1号様式（第3条第1項第1号関係）

行為の届出書

年 月 日

富良野市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号



景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

連絡先	住 所		電話番号		
	氏 名		所 属		
行為の場所	富良野市	都市計画法第8条第1項の地域、地区又は街区			
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区 分	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
		用途	高さ・階数	色彩（マンセル表色系）	
			m 階 (増改築分 m)		
		敷地面積	建築面積	延べ面積	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> (増改築分 m <sup>2</sup> )	
	□工作物	区 分	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
用途		高さ	築造面積	色彩（マンセル表色系）	
		m (増改築分 m)	m <sup>2</sup> (増改築分 m <sup>2</sup> )		
□開 発 行 為	区 分	□土地の形質の変更 □屋外における物件の堆積			
	開発区域の面積もしくは物件の堆積面積		法面又は擁壁の高さ	m	
		m <sup>2</sup>	法面又は擁壁の長さ	m	
着手予定日			完了予定日		

- 注1 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
- 3 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。
- 5 「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値 10YR 2 / 1 の場合は、色相 10YR、明度 2、彩度 1 と記載する。）。
- 6 関係住民等への説明会等結果報告書（別記第4号様式）を添付するものとする。ただし、同施行規則第3条第1項第1号及び同項第2号に関する届出については、この限りではない。
- 7 次の図書を添付すること。
- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの【位置図】
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの【配置図】
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書（平面図、立面図、パース図等）
- (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合
- ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの【位置図】
- イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの【配置図】
- エ その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格 A 4）

別記第2号様式（第3条第1項第2号関係）

## 行為の変更届出書

年 月 日

富良野市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

㊞

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

連絡先	住 所		電話番号	
	氏 名		所 属	
行為の場所	富良野市			
行為の目的				
設計又は 施行方法の 変更内容	変 更 前		変 更 後	
変更の理由				

注 変更にかかる図面等を添付すること。

別記第3号様式（第3条第1項第3号関係）

行為の通知書

年 月 日

富良野市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号



景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

連絡先	住 所		電話番号		
	氏 名		所 属		
行為の場所	富良野市	都市計画法第8条第1項の地域、地区又は街区			
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区 分	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
		用途	高さ・階数	色彩（マンセル表色系）	
			m 階 (増改築分 m)		
		敷地面積	建築面積	延べ面積	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> (増改築分 m <sup>2</sup> )	
	□工作物	区 分	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
用途		高さ	築造面積	色彩（マンセル表色系）	
		m (増改築分 m)	m <sup>2</sup> (増改築分 m <sup>2</sup> )		
□開 発 行 為	区 分	□土地の形質の変更 □屋外における物件の堆積			
	開発区域の面積もしくは物件の堆積面積		法面又は擁壁の高さ	m	
		m <sup>2</sup>	法面又は擁壁の長さ	m	
着手予定日			完了予定日		

- 注1 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
- 3 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。
- 5 「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値 10YR 2 / 1 の場合は、色相 10YR、明度 2、彩度 1 と記載する。）。
- 6 関係住民等への説明会等結果報告書（別記第4号様式）を添付するものとする。ただし、同施行規則第3条第1項第1号及び同項第2号に関する届出については、この限りではない。
- 7 次の図書を添付すること。
- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの【位置図】
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの【配置図】
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書（平面図、立面図、パース図等）
- (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合
- ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの【位置図】
- イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの【配置図】
- エ その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格 A 4）

別記第4号様式（第3条第3項関係）

## 審査終了通知書

年 月 日

様

富良野市長

富良野市景観条例第7条の規定に基づき、 年 月 日付けで提出のありました行為の届出等については、富良野市景観計画で定める景観形成基準に適合していることを確認しましたので、審査が終了したことを通知いたします。



## 関係住民等への説明会等結果報告書

年 月 日

富良野市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

富良野市景観条例第12条第2項の規定に基づき、行為等について関係住民への説明会等を開催しましたので報告します。

行 為 等 の 名 称	
説 明 会 の 開 催 日	年 月 日 ( )
説 明 会 の 開 催 時 間	時 分 ~ 時 分
説 明 会 の 開 催 場 所	
説 明 会 の 参 加 人 数	人
説明会を開催しなかった場合 個別説明に回った世帯数	人
説 明 の 内 容	
質 疑 ・ 要 望 事 項	
質 疑 ・ 要 望 へ の 対 応	

注 説明会の出席者名簿（住所、氏名を記載したもの）、及び参加者の発言要旨を添付すること

# 行 為 等 の お 知 ら せ

年 月 日

富良野市景観条例第12条第1項の規定により、次のとおり行為の内容について公開します。

行為等の場所	富良野市			
行為等の計画				
行為等の面積				
予定建築物等の概要	建築物等の構造		高さ	階
	建築物等の面積		階数	m
事業者	住所 氏名 TEL			
工事施行者	住所 氏名 TEL			
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日			

注1 標識の大きさは縦横各90cm以上とする。

2 標識は、白地とし文字は黒とする。

3 標識は、風雨等により不鮮明にならない塗料等を使用し、容易に破損又は倒壊しない材料及び構造とする。

別記第7号様式（第9条関係）

（表）

この証明書を携帯する者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第6項の規定により原状回復等を行い、又は同条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査を行うものであることを証明する。			
第 号	所属 職名 氏名	交付年月日            年    月    日 有効期限                年    月    日	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;">写真</div> <div>印</div> </div>
<b>身分証明書</b>		富良野市長    印	

（裏）

景観法（抜粋） （変更命令等） 第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。 2～4（略） 5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その現状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「現状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該現状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該現状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該現状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該現状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該現状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 9（略）
--

別記第8号様式（第10条関係）

この建造物は、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物である。

富良野市

指定番号 富良野市景観重要建造物第 号

建造物の名称

指定年月日

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上

別記第9号様式（第11条関係）

この樹木は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木である。

富良野市

指定番号 富良野市景観重要樹木第 号

樹木の樹種

指定年月日

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上